

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒623-8515 京都府綾部市城山町8番地		平成23年9月22日 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 綾部エンブラ株式会社 代表取締役 北村 保 電話 0773-43-2319					
主たる業種	工業用プラスチック製品加工業	細分類番号	1 8 3 4				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 2条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 2条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 2条第1項第4号					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	エネルギー消費機器の更新およびエネルギー消費効率改善、歩留まり改善を軸に、エネルギー消費効率の改善により、3%以上の温室効果が削減、ならびに総合的な環境負荷低減活動を目指す。						
計画を推進するための体制	工場長をトップに環境ISO14001を推進し、省エネルギーおよび廃棄物削減計画および月例進捗管理を実施している。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,068.8 トン	3,279.1 トン	3,236.0 トン	3,180.7 トン	5.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,370.0 トン	3,279.1 トン	3,236.0 トン	3,180.7 トン	-4.1 パーセント	
目標の根拠		平成22年度に休止ラインを再稼働させたが、現在の主力ラインと比較して原単位の良くない装置であるため、平成23年度はこのラインの省エネ化を中心と進めると同時に、平成23年度に導入する新ラインの省エネ改善を迅速に進める。また、空調・エネルギーの省エネ化も引き続き推進する。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (中口径千本)	8.27	8.05	7.95	7.81	-4.42 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		平成22年度に再稼働した旧型ラインを、平成23年度の早期に省エネ改善を推進することにより、早期に原単位の大幅な改善を推進する。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考	
		112.0 千本	111.0 千本	111.0 千本	111.0 千本		
具体的な取組及び措置の内容	(23) 年度	旧型ラインのオープン断熱強化や、トランスformer変圧器への更新を実施					
	(24) 年度	空調システムの改善を実施					
	(25) 年度	空調システムの改善を実施					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	勤務時間帯に利用可能な公共交通機関がないため実施は困難である。					
上記の措置を採用する理由							
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	平成23年度より「節電ライトアップ2011」へ参加している。						
特 記 事 項	温室効果ガスの基準年度排出量を修正している理由は、2010年度にこれまで長期休止していた生産ラインを再稼働したこと、および2011年度より新ラインを立ち上げたため、設備の負荷容量そのものが増加している。通常の2008～2010年度の平均排出量を基準排出量としたのでは、現状にそぐわないため、基準排出量は「2010年度排出量+2011～2013年度の予想平均排出量」として修正した。新ラインの予想排出量は、新ラインの再生産時の電力消費量データを元に算出した。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。